

仕様書

1. 件名 国分合同会館外 2 4 施設 高圧受電施設に係る電力供給

2. 概要

- (1) 対象施設 別紙 1 のとおり
(2) 需要場所 別紙 1 のとおり

3. 仕様

(1) 供給電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、備蓄設備、発電設備等

- ①供給電気方式 交流 3 相 3 線式
②供給電圧 (標準電圧) 6,000V
③計量電圧 (標準電圧) 6,000V
④標準周波数 60Hz
⑤受電方式 1 回線受電
⑥自家発電設備 別紙 1 のとおり
⑦備蓄槽 別紙 1 のとおり
⑧太陽光発電設備 別紙 1 のとおり
⑨アンシラリーサービス料金対象 無

(2) 契約電力、予定使用電力量等

- ①予定契約電力 別紙 2 のとおり
②予定使用電力量 別紙 2 のとおり
③最大需要電力実績 別紙 3 のとおり
④使用電力実績 別紙 3 のとおり

※入札に用いる数量は上記①予定契約電力及び上記②予定使用電力量のとおりとする。

ただし、実際の取引においては、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

※別紙 1 の No. 5 「火葬場」については、空調設備を新設し令和 3 年 12 月より稼働しているので予定使用電力量は大幅に増える見込みである。

(3) 契約期間

自 令和 4 年 1 0 月計量日 至 令和 5 年 1 0 月計量日前日

(4) 供給地点 別紙 1 のとおり

(5) 電気工作物の財産分界点 供給地点に同じ

(6) 保安上の責任分界点 供給地点に同じ

(7) 計量日及び計量

供給者は、施設ごとに定められた計量日に当該月の使用電力量、最大需要電力等の計量を行い、速やかに柏原市及び各需要場所の責任者に計量結果を通知すること。

なお、計量日は当該地域を所管する一般送配電事業者が定める日とする。

(8) 料金の算定期間

料金の算定期間は、毎月計量日から翌月計量日前日までの期間とする。

(9) 料金の算定方法

①電気料金は、各月毎の契約電力及び使用電力量料金等により算定するものとする。

②電気料金は、次の(ア)から(エ)に掲げる料金を合算した額とする。

(ア)基本料金 契約電力、基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。

$$\cdot \text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

(イ)電力量料金 使用電力量及び電力量料金単価を用いて以下の算式により算出する。

$$\cdot \text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価}$$

(ウ)燃料費調整額 燃料費調整額は、当該地域を所管する一般電気事業者が採用する燃料費調整単価を用いて以下の算式により算定する。

$$\cdot \text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times (\pm \text{燃料費調整単価})$$

(エ)再生エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、国が定める再生可能エネルギーの固定価格買取制度における賦課金単価に基づき、以下の算式により算定する。

$$\cdot \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} = \text{使用電力量} \times \text{賦課金単価}$$

③電気料金の算定に係る端数調整は次のとおりとする。

(ア)契約電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(イ)使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(ウ)力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(エ)電気料金の銭位などの端数処理は、供給者が定める約款の規定による。

※入札においては、柏原市が示す入札内訳書により算出するものとする。

(10) 支払方法

供給者は、電気料金の算定後、速やかにその代金の請求を毎月行うものとし、柏原市は、供給者が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。また、請求書は施設毎に発行すること。

(11) 電力接続について

電力業者との接続に伴う手続きや工事については、供給者が行うものとする。

(12) その他

①力率は、100%を保持する予定である。

②使用電力量等の計量後、計量結果（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、単価、料金等）を速やかに各施設へ通知すること。

③電力取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、本仕様書に記載ないとき、又はこの契約に関して疑義が生じたときは、当該地域を所管する一般電気事業者の定める供給条件によるものとし、柏原市と供給者の協議の上これを定めるものとする。